

## 平成六年政令第三百八号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令

内閣は、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項から第三項まで、第四条第一項第四号、第十八条、第十九条及び第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定物質及び特定物質代替物質等）

第一条 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第一項の特定物質は、別表第一の中欄に掲げるとおりとする。

2 法第二条第二項の政令で定める物質は、別表第二の中欄に掲げるとおりとする。

3 法第二条第三項の特定物質等の種類は、特定物質については別表第一の上欄に、特定物質代替物質（法第二条第二項に規定する特定物質代替物質をいう。以下同じ。）については別表第二の上欄に掲げるとおりとする。

4 法第二条第四項第一号の政令で定めるオゾン破壊係数は、別表第一の中欄に掲げる特定物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

5 法第二条第四項第二号の政令で定める地球温暖化係数は、別表第二の中欄に掲げる特定物質代替物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（政令で定める一定数量以下の特定物質等）

第二条 法第四条第一項第四号の政令で定める一定数量以下の特定物質等は、次に掲げる特定物質等の種類の区分ごとに、当該区分に属する特定物質等の数量の合計が一規制年度につき一キログラム以下の当該区分に属する特定物質等とする。

一 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。） 附属書CのグループI

二 議定書附属書FのグループI及びグループII

（法第十三条第一項の政令で定める特定物質等及び特定用途）

第三条 法第十三条第一項の政令で定める特定物質等は、別表第三の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる特定物質等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（製造数量の確認を受けたものとみなされる場合）

第四条 法第十三条第三項の政令で定める場合は、その製造する検疫用臭化メチルくん蒸剤について農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第一項の登録を受けた臭化メチルの製造業者が、当該登録に係る検疫用臭化メチルくん蒸剤の容器に貨物の輸出入に際して行う検疫以外の用途に使用してはならない旨の表示をして、これを他の者に売り渡す場合とする。

（農林水産大臣との協議を要する特定物質）

第五条 法第二十八条の二第一項第一号の政令で定める特定物質は、臭化メチルとする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成六年九月三十日）から施行する。

（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第一項ただし書の数量を定める政令の廃止）

2 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第一項ただし書の数量を定める政令（昭和六十三年政令第三百三十七号）は、廃止する。

（法第十三条第一項の政令で定める特定物質等及び特定用途に関する暫定措置）

3 平成三十三年十二月三十一日までの間は、第三条中「臭化メチル」とあるのは「別表第一の一の項の中欄に掲げる特定物質、同表の三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表の七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロメタン並びに臭化メチル」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「貨物の輸出入に際して行う検疫」とあるのは「同表の一の項の中欄に掲げる特定物質、同表の三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタン、同表の七の項の中欄に掲げる特定物質及びブロモクロメタンについては試験研究及び分析、臭化メチルについては貨物の輸出入に際して行う検疫、大気中の臭化メチルの濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している臭化メチルの量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究（臭化メチルの毒性に関するもの、臭化メチルの使用により得られる効用と臭化メチルに代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）又は臭化メチルを物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該臭化メチルが破壊されるものに限る。）に限る。」とする。

附 則（平成六年二月二十六日政令第四〇七号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成四年十一月二十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）の改正が日本国について効力を生ずる日（以下「議定書改正発効日」という。）から施行する。ただし、附則第五条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項及び第三項、第五条の二第一項、第十一条第一項、第十二条第一項並びに第十三条第一項の規定は、改正後の別表六の項又は七の項に掲げる物質の製造であつて、平成八年一月一日前に行われるものについては、適用しない。

第三条 平成六年に改正前の別表第二に掲げる物質の製造、輸出又は輸入を行った者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造数量、輸出数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 次の各号に掲げる期間においてそれぞれ当該各号に掲げる物質の製造又は輸入を行った者は、通商産業省令で定めるところにより、当該期間における当該物質の製造数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 次の各号に掲げる期間においてそれぞれ当該各号に掲げる物質の製造又は輸入を行った者は、通商産業省令で定めるところにより、当該期間における当該物質の製造数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 次の各号に掲げる期間においてそれぞれ当該各号に掲げる物質の製造又は輸入を行った者は、通商産業省令で定めるところにより、当該期間における当該物質の製造数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 次の各号に掲げる期間においてそれぞれ当該各号に掲げる物質の製造又は輸入を行った者は、通商産業省令で定めるところにより、当該期間における当該物質の製造数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

- 一 平成七年一月一日から平成七年十二月三十一日まで 改正後の別表六の項又は七の項に掲げる物質
- 二 平成七年一月一日から議定書改正発効日の前日まで 改正後の別表八の項に掲げる物質
- 三 この政令の施行の際現に改正後の別表六の項に掲げる物質の平成六年の製造数量、輸出数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項について改正前の第三条の規定により届出を行っている者は、当該物質の当該数量について第一項の規定による届出を行ったものとみなす。
- 四 第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 五 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

**第四条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(報告)

**第五条** 通商産業大臣は、法第三条第一項第一号に規定する生産量及び消費量の算定を行うため、平成三年に臭化メチルの製造、輸出又は輸入を行った者に対し、その数量の報告を求めることができる。

2 通商産業大臣は、平成元年に改正後の別表七の項に掲げる物質の製造、輸出又は輸入を行った者に対し、その数量の報告を求めることができる。

附 則 (平成七年二月二五政令第四二二号)

この政令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則 (平成八年八月三〇日政令第二五九号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表八の項の改正規定は、平成九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 別表八の項の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年二月一九日政令第三六五号)

この政令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二二日政令第四一一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年九月四日政令第二八九号)

この政令は、平成十一年十二月三日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成一六年二月三日政令第三八二号)

この政令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二二日政令第三八三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年二月九日政令第三八八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二四日政令第四一一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年八月一〇日政令第二四二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第一条中特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令第一条の改正規定及び同令別表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年二月三〇日政令第三二六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十二月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年二月二四日政令第三四三号)

この政令は、公布の日から施行する。

別表第一(第一条関係)

特定物質の種類

特定物質

オゾン破壊係数

一	議定書附属書AのグループI	(一) トリクロロフルオロメタン (別名CFC-11)	一・〇
		(二) ジクロロジフルオロメタン (別名CFC-112)	一・〇
		(三) トリクロロトリフルオロエタン (別名CFC-113)	〇・八
		(四) ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)	一・〇
		(五) クロロペンタフルオロエタン (別名CFC-115)	〇・六
二	議定書附属書AのグループII	(一) プロモトリフルオロメタン (別名ハロン-111)	三・〇
		(二) プロモトリフルオロエタン (別名ハロン-113)	一・〇
		(三) ジプロモトリフルオロエタン (別名ハロン-114)	六・〇
三	議定書附属書BのグループI	(一) クロロトリフルオロメタン (別名CFC-113)	一・〇
		(二) ペンタクロロフルオロエタン (別名CFC-111)	一・〇
		(三) テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC-112)	一・〇
		(四) ヘプタクロロフルオロプロパン (別名CFC-121)	一・〇
		(五) ヘキサクロロジフルオロプロパン (別名CFC-122)	一・〇
		(六) ペンタクロロトリフルオロプロパン (別名CFC-123)	一・〇
		(七) テトラクロロテトラフルオロプロパン (別名CFC-124)	一・〇
		(八) トリクロロペンタフルオロプロパン (別名CFC-125)	一・〇
		(九) ジクロロヘキサフルオロプロパン (別名CFC-126)	一・〇
		(一〇) クロロヘプタフルオロプロパン (別名CFC-127)	一・〇
四	議定書附属書BのグループII	四塩化炭素	一・一
五	議定書附属書BのグループIII	一・一・一トリクロロエタン	〇・一
六	議定書附属書CのグループI	(一) ジクロロフルオロメタン (別名HCFC-21)	〇・〇四
		(二) クロロジフルオロメタン (別名HCFC-22)	〇・〇五五
		(三) クロロフルオロメタン (別名HCFC-31)	〇・〇二
		(四) テトラクロロフルオロエタン (別名HCFC-112)	〇・〇四
		(五) トリクロロジフルオロエタン (別名HCFC-113)	〇・〇八
		(六) ジクロロトリフルオロエタン (別名HCFC-113)	〇・〇二
		1 二・二・二トリクロロエタン (別名HCFC-113)	〇・〇二
		2 その他のもの	〇・〇六
		(七) クロロテトラフルオロエタン (別名HCFC-114)	〇・〇二二
		1 二・二・二トリフルオロエタン (別名HCFC-114)	〇・〇二二
		2 その他のもの	〇・〇四
		(八) トリクロロフルオロエタン (別名HCFC-131)	〇・〇五
		(九) ジクロロジフルオロエタン (別名HCFC-132)	〇・〇五
		(一〇) クロロトリフルオロエタン (別名HCFC-133)	〇・〇六
		(一一) ジクロロフルオロエタン (別名HCFC-141)	〇・〇六
		1 一・一・一トリフルオロエタン (別名HCFC-141b)	〇・〇一
		2 その他のもの	〇・〇七
		(一二) クロロジフルオロエタン (別名HCFC-142)	〇・〇六五
		1 一・一・一トリフルオロエタン (別名HCFC-142b)	〇・〇六五
		2 その他のもの	〇・〇七
		(一三) クロロフルオロエタン (別名HCFC-151)	〇・〇〇五
		(一四) ヘキサクロロフルオロプロパン (別名HCFC-222)	〇・〇七
		(一五) ペンタクロロジフルオロプロパン (別名HCFC-223)	〇・〇九
		(一六) テトラクロロトリフルオロプロパン (別名HCFC-223)	〇・〇八

七 議定書附属書CのグループI

(二七)	トリクロロテトラフルオロプロパン (別名H C F C—二二四)	〇・〇九
(二八)	ジクロロペンタフルオロプロパン (別名H C F C—二二五)	〇・〇二五
1	三・三—ジクロロ—一・一—二・二—ペンタフルオロプロパン (別名H C F C—二二五 c a)	〇・〇三三
2	一・三—ジクロロ—一・一—二・二—三—ペンタフルオロプロパン (別名H C F C—二二五 c b)	〇・〇〇七
3	その他のもの	〇・〇一〇
(二九)	クロロヘキサフルオロプロパン (別名H C F C—二二六)	〇・〇一〇
(三〇)	ペンタクロロフルオロプロパン (別名H C F C—二二七)	〇・〇〇九
(三一)	テトラクロロジフルオロプロパン (別名H C F C—二二八)	〇・〇一〇
(三二)	トリクロロトリフルオロプロパン (別名H C F C—二二九)	〇・〇二三
(三三)	ジクロロテトラフルオロプロパン (別名H C F C—二三〇)	〇・〇二八
(三四)	クロロペンタフルオロプロパン (別名H C F C—二三一)	〇・〇五二
(三五)	テトラクロロフルオロプロパン (別名H C F C—二三二)	〇・〇〇九
(三六)	トリクロロジフルオロプロパン (別名H C F C—二三三)	〇・〇一三
(三七)	ジクロロトリフルオロプロパン (別名H C F C—二三四)	〇・〇一二
(三八)	クロロテトラフルオロプロパン (別名H C F C—二三五)	〇・〇一四
(三九)	トリクロロフルオロプロパン (別名H C F C—二三六)	〇・〇一〇
(四〇)	ジクロロジフルオロプロパン (別名H C F C—二三七)	〇・〇〇四
(四一)	クロロトリフルオロプロパン (別名H C F C—二三八)	〇・〇〇三
(四二)	ジクロロフルオロプロパン (別名H C F C—二三九)	〇・〇〇二
(四三)	クロロジフルオロプロパン (別名H C F C—二四〇)	〇・〇〇二
(四四)	クロロフルオロプロパン (別名H C F C—二四一)	〇・〇〇三
(一)	ジプロモフルオロメタン	一・〇〇〇
(二)	プロモジフルオロメタン (別名H B F C—二二B二)	〇・七四
(三)	プロモフルオロメタン	〇・七三
(四)	テトラプロモフルオロエタン	〇・八
(五)	トリプロモジフルオロエタン	一・八
(六)	ジプロモトリフルオロエタン	一・六
(七)	プロモテトラフルオロエタン	一・二
(八)	トリプロモフルオロエタン	一・一
(九)	ジプロモジフルオロエタン	一・五
(一〇)	プロモトリフルオロエタン	一・六
(一一)	ジプロモフルオロエタン	一・七
(一二)	プロモジフルオロエタン	一・一
(一三)	プロモフルオロエタン	〇・一
(一四)	ヘキサプロモフルオロプロパン	一・五
(一五)	ペンタプロモジフルオロプロパン	一・九
(一六)	テトラプロモトリフルオロプロパン	一・八
(一七)	トリプロモテトラフルオロプロパン	二・〇
(一八)	ジプロモペンタフルオロプロパン	二・〇
(一九)	プロモヘキサフルオロプロパン	三・三
(二〇)	ペンタプロモフルオロプロパン	一・九
(二一)	テトラプロモジフルオロプロパン	二・一
(二二)	トリプロモトリフルオロプロパン	五・六
(二三)	ジプロモテトラフルオロプロパン	七・五

八 議定書附属書CのグループI-II	(二四) プロモペンタフルオロプロパン (二五) テトラブロモフルオロプロパン (二六) トリブロモジフルオロプロパン (二七) ジブロモトリフルオロプロパン (二八) ブロモテトラフルオロプロパン (二九) トリブロモフルオロプロパン (三〇) ジブロモジフルオロプロパン (三一) ブロモトリフルオロプロパン (三二) ジブロモフルオロプロパン (三三) ブロモジフルオロプロパン (三四) ブロモフルオロプロパン プロモクロロメタン 臭化メチル	一四 一・九 三・一 二・五 四・四 〇・三 〇・八 〇・八 〇・七 〇・七 〇・六
九 議定書附属書EのグループI		
別表第二(第一条関係)		
特定物質代替物質の種類	特定物質代替物質 (一) 一・一・二・二・二・二テトラフルオロエタン (別名HFC-134) (一・一〇〇) (二) 一・一・一・二・二・二テトラフルオロエタン (別名HFC-134a) (一・四三〇) (三) 一・一・二・トリフルオロエタン (別名HFC-143) (三五三) (四) 一・一・一・三・三・三ペンタフルオロプロパン (別名HFC-245fa) (一・〇三〇) (五) 一・一・一・三・三・三ペンタフルオロプロパン (別名HFC-365mfc) (七九四) (六) 一・一・一・二・三・三ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-227ea) (三・二二〇) (七) 一・一・一・二・二・三ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236cb) (一・三四〇) (八) 一・一・一・二・三・三ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236ea) (一・三七〇) (九) 一・一・一・三・三・三ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236fa) (九・八一〇) (一〇) 一・一・二・二・三・三ペンタフルオロプロパン (別名HFC-245ca) (六九三) (一一) 一・一・一・二・三・四・五・五・五デカフルオロペンタン (別名HFC-431-10mee) (一・六四〇) (一二) ジフルオロメタン (別名HFC-32) (六七五) (一三) 一・一・一・二・二・二ペンタフルオロエタン (別名HFC-125) (三・五〇〇) (一四) 一・一・一・トリフルオロエタン (別名HFC-143a) (四・四七〇) (一五) フルオロメタン (別名HFC-41) (九二) (一六) 一・二・二・ジフルオロエタン (別名HFC-152) (五三) (一七) 一・一・一・ジフルオロエタン (別名HFC-152a) (一一四)	地球温暖化係数 一四、八〇〇
二 議定書附属書FのグループI		
別表第三(第三条関係)		
特定物質等	用途 (一) 試験研究 (二) 分析	
一 別表第一の一の項の中欄に掲げる特定物質		
二 別表第一の三の項の中欄に掲げる特定物質		
三 四塩化炭素		
四 一・一・一・トリクロロエタン		
五 別表第一の六の項の中欄に掲げる特定物質	(一) 試験研究 (二) 分析	

六 別表第一の七の項の中欄に掲げる特定物質	(二) 分析 (一) 試験研究
七 ブロモクロロメタン	(一) 分析 (二) 試験研究
八 臭化メチル	(一) 貨物の輸出入に際して行う検疫 (二) 大気中の臭化メチルの濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している臭化メチルの量の測定 (三) の測定に用いる計量器の校正 (四) 試験研究（臭化メチルの毒性に関するもの、臭化メチルの使用により得られる効用と臭化メチルに代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）又は臭化メチルを物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該臭化メチルが破壊されるものに限る。）に限る。）